

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	27	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（航空機燃料譲与税）</u>		
要望項目名	航空機燃料税の譲与割合の引き上げの延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>航空機燃料税の収入額の2/13に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>航空機燃料税の税率の特例措置の延長に合わせ、航空機燃料譲与税額の水準を維持するため、航空機燃料税から航空機燃料譲与税として譲与される額の割合の引き上げ措置を令和2年度から令和4年度まで3年間延長する。</p> <p>本 則 航空機燃料税収入額の2/13 特別措置 航空機燃料税収入額の2/9</p> <p>※参考：航空機燃料税に係る特別措置の内容（延長要望）</p> <p>1 航空機燃料に係る航空機燃料税の税額について、令和2年度から令和4年度まで、18,000円/キロリットル（特例適用前26,000円/キロリットル）とする。（延長）</p> <p>2 租税特別措置法第90条の8の2に定める「沖縄路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額を、令和2年度から令和3年度まで、9,000円/キロリットル（特例適用前13,000円/キロリットル）とする。（延長）〈内閣府との共同要望〉</p> <p>3 租税特別措置法第90条の9に定める「特定離島路線航空機」に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額について、令和2年度から令和4年度まで、13,500円/キロリットル（特例適用前19,500円/キロリットル）とする。（延長）</p>		
関係条文	<p>航空機燃料税法 第11条 航空機燃料譲与税法 第1条 航空機燃料譲与税法附則 第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方自治体による空港周辺の騒音対策等の財源を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>航空機燃料譲与税は、空港周辺地域の騒音対策等に充てるため、航空機燃料税収の2/13に相当する額を関係する地方自治体に配分するものである。航空機燃料税の軽減措置や航空会社各社におけるコスト削減や利用者増加に向けた取組によって地方航空ネットワークの維持・強化が進めば、活発な往来から騒音対策の必要性も高まるところ、譲与割合が2/13であると、地方自治体への配分総額が約3割減少し、対策財源を十分に確保できない恐れがある。</p> <p>航空機燃料税の軽減措置を始めた平成23年度から譲与割合は2/9に引き上げられているが、令和2年度以降の3年間についても、騒音対策等の財源を従前と同水準に維持するよう、引き上げ措置を延長する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 23 年度：制度創設 平成 26 年度：延長（3 年間） 平成 29 年度：延長（3 年間）
ページ	27-4